平成２７年（フ）第５５４５号
東京都大田区東蒲田２丁目11－９－101
債務者　荒井　丈夫
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５４７号
東京都中野区中央４丁目27―13―202
債務者　園田　隆廣
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５４８号
東京都大田区西蒲田６丁目９－７　美晴荘１－２
債務者　堀江瑠璃子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５５３号
東京都板橋区高島平２丁目32―１―1311
債務者　嶋田　保生
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５５４号
東京都中野区本町４丁目22－８　内田方
債務者　中山　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５５８号
東京都府中市四谷１丁目３－８―101
債務者　佐藤えりさ
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５５９号
東京都練馬区光が丘１丁目１―419
債務者　高澤　　努
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５６９号
東京都小平市上水新町１―16－２―201、住民票上の住所東京都小平市上水新町１丁目16－３－203
債務者　谷澤阿里沙
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５７１号
埼玉県川口市大字芝4492―１―305
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3594番地　ラッフィナート103号
債務者　友松　浩一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４３３号
東京都板橋区仲町13―11―302
債務者　阿部　光昭
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４９４号
東京都江戸川区南小岩１丁目15―15―301
債務者　古謝美和子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２４号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目５番７号　２Ｆ
債務者　内田　絵美（旧姓矢代）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６００号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目９番13―102号
債務者　三浦　幸夫
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０６号
神奈川県茅ヶ崎市幸町６番16―501号　キャロルマンション
債務者　鈴木由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部